

日本の心

ピカピカの1年生が手を繋ぎ、はしゃぎながら路を歩く姿に、春を感じ、新しき息吹を覚える。散策で、新調の赤いよだれ掛けのお地蔵さんに出会った。野辺の片隅で、ひっそりと佇むお地蔵さんに、こんな鮮やかな色の前掛けを掛けてあげて春を称え、ともに喜ぶ人たちの優しさに心が打たれる。自然の風物詩として、こんな素晴らしい情景に触れられ、心優しき日の本・日本の温かい人たちの営みに触れられた幸せは、足を向けての散策で出会わした、健康な自分もまた誇りに思いたい。(奈良古路一隅にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 平成27年度の年金額改定について ● 国民年金保険料について
- 専業主婦(主夫)の年金に新たな手続きが始まります!
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成27年4月分(5月納付分)から協会けんぽ大阪支部の保険料率が改定されます
 - ・被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします
 - ・平成27年度の健診のご案内
 - ・メールマガジンのご案内
- 「ねんきんネット」のご利用登録を!

職場内で回覧しましょう

平成27年度の 年金額改定について



平成27年1月30日、総務省から「平成26年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。この結果、平成27年度の年金額は、平成26年度の特例水準の年金額との比較では、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整と合わせて、基本的には0.9%の引き上げ（注1・2）となります。年金受給者の受取額が変わるのは、通常4月分・5月分の年金が支払われる6月からです。

（注1）厚生年金（報酬比例部分）に関しては、被保険者期間が直近の期間のみの方など、すべての方が0.9%の引き上げとなるわけではありません。

（注2）厚生年金（報酬比例部分）に関しては、平成16年改正で特例水準の処理についてのルールを法定化して以降、平成16年以前の実質賃金上昇を反映した本来水準の改定が行われた世代（昭和12年度生まれ以降の世代）が存在しており、これらの世代では、平成26年度時点で解消すべき特例水準が0.5%より小さいまたはないため、その分平成27年度の改定率が高くなります。

平成27年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	平成26年度*1 (月額)	平成27年度*2 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額): 1人分)	64,400円	65,008円 (+608円)
厚生年金*3 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,066円	221,507円 (+2,441円)

*1 平成26年度の基礎年金（厚生年金に含まれている夫婦2人分の基礎年金を含む）は、特例水準の額であり、本来水準よりも0.5%高い水準となっています。

*2 平成27年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっているため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金は0.9%となっています。また、厚生年金（報酬比例部分）は、平成27年度の新規裁定者（67歳以下の方）においては平成26年度時点で特例水準の残余がないことから、改定率は1.4%となっています。なお、実際に引き上げとなる額については、端数処理などの理由により、平成26年度の年金額の0.9%（報酬比例部分については1.4%）に相当する額と完全に一致するものではありません。

*3 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式によって算出しています。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

国民年金保険料について

- 平成27年度の国民年金保険料額は15,590円（月額）となります。
（平成26年度から340円の引き上げ）
- 平成28年度の国民年金保険料額は16,260円（月額）となります。
（平成27年度から670円の引き上げ）

（参考）

国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに名目賃金の変動に応じて改定することが、国民年金法第87条第3項に規定されています。

	平成27年度	平成28年度
法律に規定された保険料額 （平成16年度価格水準）	16,380円	16,660円

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合があります。保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局やコンビニエンスストアで納めることができます。その他に、納め忘れがなく便利で安心な口座振替やクレジットカード納付、前払いすると割引となるお得な前納制度もありますので、ぜひご利用ください。

また、保険料を納めることが困難な場合には、「免除制度」や「若年者納付猶予制度」、「学生納付特例制度」があります。

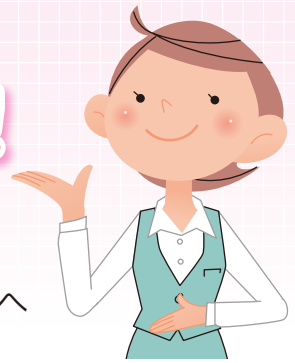
くわしくは、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所にお尋ねください。お手続き方法については日本年金機構ホームページにも掲載しています。

○日本年金機構ホームページ

URL: <http://www.nenkin.go.jp/>



専業主婦(主夫)の年金に 新たな手続きが始まります！ (特定期間該当届・特例追納のご案内)



国民年金の切り替え(3号から1号へ)が**2年以上遅れたことがある方**へ

- 「特定期間該当届」の手続きをすることにより
年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。

さらに、「特定期間該当届」の手続きをした期間は保険料を納付することができます(「特例追納」といいます)。

- この「特例追納」をすることにより、年金額が増やせます。

(特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです)

※すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

次のケースの方が対象となります

①ケース1

サラリーマンの夫が
 ・退職した
 ・脱サラして自営業を始めた
 ・65歳を超えた
 ・亡くなった
 サラリーマンの夫と離婚した

②ケース2

妻自身の年収が増えて
 夫の健康保険証の被扶養者
 から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

このときに切り替えが遅れて未納期間が発生している方

この新たな手続きをぜひご利用ください

お問い合わせは、
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

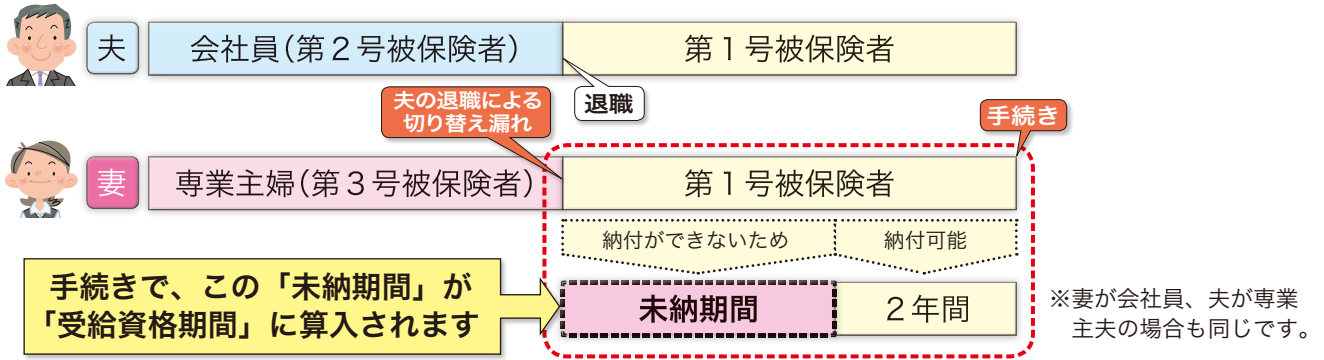
※050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015にお電話ください。

※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

お手続きいただきたい方

👉 切り替えの手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、3号被保険者から1号被保険者への切り替えの手続きが必要となります。この切り替え手続きが遅れ、2年以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。



お手続きのメリット!

👉 **メリット1** 年金を受け取れない事態を防止できる場合があります → **特定期間化**

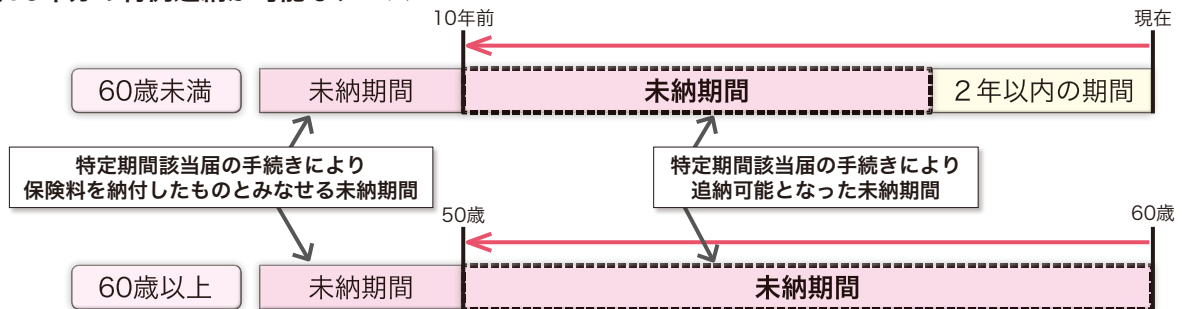
時効消滅不整合期間に係る「特定期間該当届」の手続きをすることで、この「未納期間」について「受給資格期間」に算入することができ、老齢基礎年金、または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります(ただし、年金額には反映されません)。

👉 **メリット2** 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます → **特例追納**

特定期間化された期間については、「後納・特定保険料納付申込書」の手続きをすることで、最大10年分保険料を納めることができ、年金額を増やすことができます(ただし、特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです)。

※**ご注意** すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

○最大10年分の特例追納が可能なケース



👉 **追納する場合の保険料額 (平成27年度における保険料額です)**

平成16年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
15,430円	14,880円	14,930円	14,960円	15,090円	15,160円	15,430円	15,220円	15,070円	15,040円

※現在、10年以内の未納期間を追納することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

くわしくは年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」にお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

平成27年4月分(5月納付分)から 協会けんぽ大阪支部の保険料率が改定されます

平成27年度の協会けんぽ大阪支部の健康保険料率および介護保険料率は、**例年より1カ月遅れての、本年4月分(5月納付分)からの適用**となります。

保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、加入者・事業主の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※保険料額表は3月の納入告知書に同封して送付しています。また、協会けんぽのホームページにも掲載しています。

健康保険料率

(大阪支部)

平成27年3月分まで

10.06%

平成27年4月分から

10.04%

介護保険料率

(全国一律)

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わり、**合計11.62%**になります。

平成27年3月分まで

1.72%

平成27年4月分から

1.58%

※賞与については、支給日が4月1日分から適用となります

※任意継続被保険者の方は、本年5月分の保険料から変わります

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、被扶養者資格を再確認させていただいております。

協会けんぽから再確認の対象者を記載した「被扶養者状況リスト」を送付いたしますので、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、専用の返信用封筒にて被扶養者状況リストをご提出していただきます。

被扶養者状況リスト送付および提出時期

送付時期：平成27年5月末から6月下旬(順次送付)

提出期限：平成27年7月末日

再確認の対象となる方

平成27年4月1日において18歳以上の被扶養者
(平成27年4月1日以降に扶養認定された方を除く)



削除となる被扶養者がいた場合

被扶養者から削除となる方がいた場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の健康保険証等を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出していただきます。

この再確認は、**保険料負担の軽減につながる大変重要な事務**ですので、ご多用中恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

くわしくは、協会けんぽホームページをご覧ください。か、協会けんぽ大阪支部(電話:06-7711-4300)へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

平成27年度の健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために、健診を実施しております。年度内(4月～翌年3月)1回に限り、協会けんぽからの補助により、一部の負担金で受診できます。※被保険者の方と被扶養者の方では、受診できる健診の種類、健診機関、申込方法が異なりますのでご注意ください。



被保険者および被扶養者の健診申し込みから受診までの流れ

被保険者(ご本人)さま

◆対象者 35歳から

申込方法

希望する健診機関へ予約
(大阪府内では、182カ所の健診機関で、受診できます)

生活習慣病予防健診(一般健診)

申込書を記入後、協会けんぽへ郵送する

予約日に、保険証を持参して受診

- 3月下旬にお送りしました申込書は平成27年1月時点のデータをもとに作成、送付をしています。健診の対象となる方で、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、あわせてお送りしました手書き用の申込書でお申し込みください。
- 健診の受診日が近くなりますと予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください(協会けんぽから書類を受付した旨の連絡・通知はありません)。

被扶養者(ご家族)さま

◆対象者 40歳から

申込方法

4月に被保険者さまのご住所あてに被扶養者さまの受診券を送付

特定健康診査

希望する健診機関へ予約
(大阪府内では、約4,500カ所の健診機関で、受診できます)

予約日に、受診券、保険証を持参して受診

- 受診券は、平成26年12月時点のデータをもとに作成、送付しております。
- 平成26年12月以降に加入登録された方、保険証の記号番号が変更された方、受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請をお願いいたします。
- 平成27年度も、特定健康診査の受診券につきましては、被保険者さまのご住所あてに被扶養者さまの受診券を直接送付しています。
- 被保険者さまのご自宅に郵送できなかった方などの受診券につきましては、事業主さまあてに送付しますので、被保険者さまを通じ、被扶養者さまのお手元に届くよう、ご協力をお願いいたします。

健診の申請手続きや検査項目の詳細、費用等は、3月下旬にお届けいたしました健診のご案内または協会けんぽホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

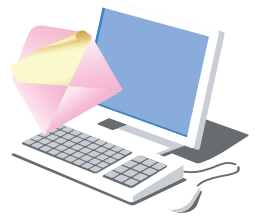
電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

メールマガジンのご案内

登録
無料

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

メールマガジンに登録すると
何かいいことがあるの？

タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合もあります。何人ご登録をされても無料です（通信料別途）。

協会けんぽ大阪支部から事業所（事務ご担当者）さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで**重要な情報**や**参考になる情報**が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらに詳しく知りたいときは**メールマガジン内のURL**からそのままホームページで詳細が確認できます。

ぜひこの機会に
ご登録ください。登録者
10,000名
突破

メールマガジンとはどんなもの？

内容

- ①健康保険の制度に関する旬な情報
 - ②健康保険給付申請について、担当者から**実務的なアドバイス**
 - ③Q&A形式でよくあるご質問の回答
 - ④保健師や管理栄養士から**健康づくりサポート情報**
 - ⑤季節の健康情報、健康レシピなどのプチ情報コーナー
 - ⑥医療機関検索、小児救急電話相談などのお役立ち**リンク集**
- ※いままでの配信内容については、バックナンバーをご参照ください。

健康サポート情報で、従業員
の健康管理を見直す
きっかけになったわ。メルマガを支店の
事務担当者にも
すすめておいたよ。メルマガで知ったけど、医療費
が高くなったときに負担額を
軽くする制度があるんだね。

登録は無料でカンタン！

(パソコン用の配信となります)

1

- 協会けんぽ大阪支部のトップページ右下の「協会けんぽ大阪支部メールマガジン」のバナーをクリックします。

2

- 「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリックします。

3

- 利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力してください。入力後、確認のうえ、登録ボタンをクリックすれば登録完了です。

協会けんぽ大阪支部
メールマガジン

- ✓お役立ち情報満載
- ✓登録は無料で簡単

配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信

ぜひご登録いただき、
お仕事にお役立てください！

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

「ねんきんネット」のご利用登録を!

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。
なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



スマートフォンの方は
こちらからアクセス
できます。



●登録には基礎年金番号が必要となります。

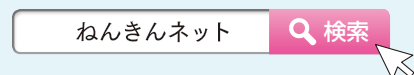
※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144